

* 1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分	項目	内容および料金				
基本料金	単独型短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用	要介護 1			638	
		要介護 2			707	
		要介護 3			778	
		要介護 4			847	
		要介護 5			916	
	単独型短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用	要介護 1			638	
		要介護 2			707	
		要介護 3			778	
		要介護 4			847	
		要介護 5			916	
介護報酬一部自己負担分	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき	18	
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
		看護体制加算(Ⅲ・2)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	1日につき	6	
		看護体制加算(Ⅳ・2)	看護職員を常勤換算方法で入所者25またはその端数を増す毎に1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき	13	
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う職員が最低基準(1名)を1以上上回っている場合	1日につき	13	
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す。	1日につき	56	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算。	1月につき	200	
		医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき	58	
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×8.3%	
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×1.6%			
送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
					個室	多床室
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	420	370
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	820	370
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	820	370
	上記以外の方		1500	1200	855	
おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき	150			
持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日	100			
テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき	200			
送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき	1800			

* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

* 介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

*1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分	項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型介護予防短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用		要支援 1	474	
				要支援 2	589	
		単独型介護予防短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用		要支援 1	474	
				要支援 2	589	
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき	18	
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す。	1日につき	56	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算。	1月につき	200	
		医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき	58	
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×1.6%	
	送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184		
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
					個室	多床室
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	420	370
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	820	370
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	820	370
		上記以外の方		1500	1200	855
	おやつ代金	おやつを提供した場合		1食につき	150	
	持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合		1点/1日	100	
	テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合		1日につき	200	
	送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき	1800		

* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

* 介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

段階別食費一覧

	朝食	昼食	夕食
第1段階	300円/1日		
第2段階	600円/1日		
第3段階①	1000円/1日		
第3段階②	1300円/1日		
上記以外	¥400	¥550	¥550

ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

単位：円

区分	項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用	要介護 1	655		
			要介護 2	726		
			要介護 3	796		
			要介護 4	867		
			要介護 5	937		
		単独型短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用	要介護 1	737		
			要介護 2	808		
			要介護 3	878		
			要介護 4	949		
			要介護 5	1019		
加算	該当する方	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	1日につき	12	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合	1日につき	6	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※1	職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合	1日につき	6	
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
		夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の数が最低基準(1名)を1以上上回っている場合	1日につき	13	
		看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	1日につき	4	
		看護体制加算(Ⅱ)	看護職員を常勤換算方法で入所者25またはその端数を増す毎に1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき	8	
	送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184		
	療養食加算	医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合	1日につき	23		
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		1日につき	200		
若年性認知症受入加算	認知・心理対応加算を算定している場合は該当しない	1日につき	120			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0
		第2段階	課税年金収入+合計所得80万以下	390	420	320
		第3段階	課税年金収入+合計所得80万超等	650	820	320
		上記以外の方		1380	1150	320
	特別な食事料金(税込)	利用者様の特別な希望に基づくメニューや食材など		一食につき	実費	
	理美容代	理美容をご利用の場合※業者委託			実費	
	行事費	施設の企画する行事に参加された場合			実費	
	持ち込み電機製品使用料(税込)	テレビ・電気毛布など		1点につき	50	
	文書発行料	証明書などの書類を発行した場合			実費	
手数料	利用料金引落手数料		一月につき	実費		
その他	日常生活品・教養娯楽費など利用者の特別な希望に基づくもの			実費		

※1 職員の勤務体制により、いずれかの加算になります。12月以降の加算となります。

要支援

ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

単位:円

区分		項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型介護予防短期入所生活介護費(従来型個室)・・・1人部屋利用	要支援 1	492			
			要支援 2	611			
		単独型介護予防短期入所生活介護費(多床室)・・・2、4人部屋利用	要支援 1	536			
			要支援 2	667			
	加算	該当する方	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)※1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合	1日につき	12	
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※1	介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上である場合	1日につき	6	
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)※1	職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上である場合	1日につき	6	
			機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
			送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184	
			療養食加算	医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合	1日につき	23	
認知症行動・心理症状緊急対応加算				1日につき	200		
	若年性認知症受入加算	認知・心理対応加算を算定している場合は該当しない	1日につき	120			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費		
					個室	多床室	
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0	
		第2段階	課税年金収入+合計所得80万以下	390	420	320	
		第3段階	課税年金収入+合計所得80万超等	650	820	320	
		上記以外の方	1380	1150	320		
		特別な食事料金(税込)	利用者様の特別な希望に基づくメニューや食材など	一食につき	実費		
		理美容代	理美容をご利用の場合※業者委託		実費		
		行事費	施設の企画する行事に参加された場合		実費		
		持ち込み電機製品使用料(税込)	テレビ・電気毛布など	1点につき	50		
	文書発行料	証明書などの書類を発行した場合		実費			
	手数料	利用料金引落手数料	一月につき	実費			
	その他	日常生活品・教養娯楽費など利用者の特別な希望に基づくもの		実費			

※1 職員の勤務体制により、いずれかの加算になります。12月以降の加算となります。